

独立行政法人水産総合研究センターにおいて行う契約に係る 競争参加資格の審査の申請等についてのお知らせ

平成22年1月29日
独立行政法人水産総合研究センター

平成22・23・24年度において独立行政法人水産総合研究センターにおける物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品の製造等」という。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者と、平成22年度において独立行政法人水産総合研究センターにおける建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等には、下記の事項を御了知の上、競争参加資格審査申請書に必要書類を添えて申請してください。建設工事については、建設業法に定める経営事項審査を受けていない者は申請することができません。ただし、建設業法に定める経営事項審査を受けないで置工事を営む者は、独立行政法人水産総合研究センターにおける物品の製造等に係る競争契約の参加資格の資格の種類「役務の提供等」に申請してください。

なお、建設工事等について、有効期間が平成23年3月31日までとする資格を有する者は、本公示に基づく申請の必要はありません。

また、各省各庁における平成22・23・24年度物品の製造等、及び農林水産省大臣官房経理課における平成22年度建設工事等の競争参加資格を有する者については、独立行政法人水産総合研究センターの競争入札にも参加できるため、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はありません。（ただし、独立行政法人水産総合研究センターのみの競争参加資格では、国の機関及び他の独立行政法人の機関の有資格者とはなれませんので、ご注意ください。）

記

1 資格の種類及び調達する物品等の種類

(1) 物品の製造

1 衣服・その他繊維製品類 2 ゴム・皮革・プラスチック製品類 3 窯業・土石製品類 4 非鉄金属・金属製品類 5 フォーム印刷 6 その他印刷類 7 図書類 8 電子出版物類 9 紙・紙加工品類 10 車両類 11 その他輸送・搬送機械器具類 12 船舶類 13 燃料類 14 家具・什器類 15 一般・産業用機器類 16 電気・通信用機器類 17 電子計算機類 18 精密機器類 19 医療用機器類 20 事務用機器類 21 その他機器類 22 医薬品・医療用品類 23 事務用品類 24 土木・建設・建築材料 25 その他

- (2) 物品の販売
前記(1)と同じ。
- (3) 役務の提供等
1 広告・宣伝 2 写真・製図 3 調査・研究 4 情報処理 5 翻訳・通訳・速記
6 ソフトウェア開発 7 会場等の借り上げ 8 賃貸借 9 建物管理等各種保守管理
10 運送 11 車両整備 12 船舶整備 13 電子出版 14 その他
- (4) 物品の買受け
1 立木竹 2 その他
- (5) 建設工事
1 土木一式工事 2 建築一式工事 3 大工工事 4 左官工事 5 とび・土工・コンクリート工事 6 石工事 7 屋根工事 8 電気工事 9 管工事 10 タイル・れんが・ブロック工事 11 鋼構造物工事 12 鉄筋工事 13 ほ装工事 14 しゅんせつ工事 15 板金工事 16 ガラス工事 17 塗装工事 18 防水工事 19 内装仕上工事 20 機械器具設置工事 21 熱絶縁工事 22 電気通信工事 23 造園工事 24 さく井工事 25 建具工事 26 水道施設工事 27 消防施設工事 28 清掃施設工事
- (6) 測量・建設コンサルタント等
1 測量 2 土地家屋調査 3 建設コンサルタント 4 建築士事務所 5 計量証明
6 地質調査 7 補償コンサルタント 8 その他

2 資格の設定

一般競争(指名競争)に参加する者の資格は、1の資格の種類ごとに設定し、その審査は、等級の格付基準による総合数値に応じて次に掲げる等級に区分して行います。

- (1) 物品の製造
 - ① 船舶類以外：A、B、C、Dの4等級
 - ② 船舶類(500トン以上)：A、B、C、Dの4等級
 - ③ 船舶類(500トン未満)：A、B、C、Dの4等級
- (2) 物品の販売
A、B、C、Dの4等級
- (3) 役務の提供等
 - ① 船舶整備以外：A、B、C、Dの4等級
 - ② 船舶整備(500トン以上)：A、B、C、Dの4等級
 - ③ 船舶整備(500トン未満)：A、B、C、Dの4等級
- (4) 物品の買受け
A、B、Cの3等級
- (5) 建設工事
 - ① 土木一式工事：A、B、C、Dの4等級
 - ② 建築一式工事：A、B、C、Dの4等級
 - ③ その他の工事(電気、管及び専門工事)：A、B、Cの3等級
- (6) 測量・建設コンサルタント等
A、B、Cの3等級

3 申請の時期及び申請場所等

(1) 申請の時期

① 物品の製造等の場合

平成22年度当初からの資格付与を希望する者は、平成22年2月1日から平成22年2月26日（郵送の場合は、当日消印有効。）までに申請してください。

なお、上記期間経過後も、平成25年3月31日までは随時に申請を受け付けることとしていますが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

② 建設工事等の場合

平成23年3月31日までは随時に申請を受け付けることとしていますが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

(2) 申請場所

独立行政法人水産総合研究センター 研究推進部契約課契約第2係

〒220-6115 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3

クイーンズタワーB棟 15階

TEL 045-227-2746

(3) 申請書の受付

① 郵送受付：随時（書留郵便又は配達記録郵便）

② 持参受付：土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時（但し、12時から13時を除く。）

4 申請に必要な書類

競争参加資格審査申請に必要な書類は、次に掲げるものの中から、契約の種類別に必要なものを提出していただきます。記入に際しては作成要領を熟読の上、作成してください。

申請書等の用紙は、別記の配布場所において無料で交付します。また、インターネットにより、当センターホームページ（<http://www.fra.affrc.go.jp/cont02/shisetu/shikakuindex.html>）にアクセスし、申請書を出力することもできます。

なお、公的機関が発行する書類（（2）の③を除く）については、発行日から3ヶ月以内のものとしします。

※ 添付書類は内容が鮮明であれば写しでも可能です。

(1) 物品の製造等の申請を行う場合

① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品の製造等）

② 営業経歴書

③ 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

④ 登記事項証明書又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書等」という。）（法人の場合）

- ⑤ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。）

(2) 建設工事の申請を行う場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
 - ② 営業所一覧表
 - ③ 総合評定値通知書（建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知書で、申請日から1年7月前以降のものうち、直近のものをいう。なお、再審査を含めて、平成20年4月1日付で改正された基準による**経営事項審査の総合評定通知を受けたものにかぎり**ます。資格審査は当該総合評定値通知書の総合評定値（P）により行います。）
 - ④ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。）
 - ⑤ 共同企業体協定書の写し（5事業者以内までの建設業者が共同して工事を施工するために協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という）として申請する場合。）
 - ⑥ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合及び中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者であって、等級の格付けにあたっての総合点数の算定方法に関する特例を希望する場合。）
 - ⑦ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
 - ⑧ グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (注) ③については、複写機等によりA4版に縮小し、かつ鮮明なものを提出してください。

(3) 測量・建設コンサルタント等の申請を行う場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- ② 営業所一覧表
- ③ 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
- ④ 登記事項証明書等（法人の場合）
- ⑤ 登録証明書等（登録を受けている場合）
- ⑥ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。）

(注) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを申請時に提出する者にあつては、競争への参加を希望する業種区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、②から⑤までに掲げる書類を省略することができます。

5 資格審査の結果の通知

審査の結果、競争に参加する資格が決定された場合には、資格の有無及び等級並びに建設工事契約にあつては客観点数を「資格審査結果通知書」により申請者（申請書に記載された住所で代表者あて）へ郵送にて通知します。また、資格がない場合には、「通知書」により申請者へ郵送にて通知します。

6 有資格者の登録

5の有資格者は、当センター備付けの有資格者名簿に登録します。

また、全省庁の平成22・23・24年度物品の製造等契約における競争参加資格を有する者については総務省が作成する有資格者名簿（全省庁統一資格）を、農林水産省大臣官房経理課の平成21・22年度建設工事等契約における競争参加資格を有する者については農林水産大臣官房経理課が作成する有資格者名簿をもって当センターの有資格者名簿としています。

7 競争参加資格の有効期間

物品の製造等契約については平成22年4月1日から平成25年3月31日までとします。なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから平成25年3月31日までとします。

建設工事等契約については資格を付与されたときから平成23年3月31日までとします。

8 有資格者としなない者

次の（1）から（3）までの一に該当する者は、特別の事情がある場合を除き、有資格者としません。

（1）当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者・被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

（2）申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

（3）数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（共同企業体）であつて、その構成員に前記（1）、（2）に該当する者を含む者。

9 有資格者としなないことがある者

次の（1）から（6）までの一に該当する者（この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）で、その事実があつた後2年を経過していない者は、有資格者としなないことがあります。

（1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るた

めに連合した者。

- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり役職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- (6) 共同企業体で、その構成員に(1)から(5)までの一に該当する者を含む者。

10 資格の取消

有資格者が8又は9に該当することが明らかになった場合、有資格者としての資格を取り消す必要があるときは、「資格取消通知書」により通知します。

11 秘密の保持

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項は他に漏らすことはありません。

12 申請ができない場合

建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない場合には、建設工事の申請ができないものとします。

13 その他

(1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱いについて

- ① 今回の申請時において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行ってください。
- ② また、平成22・23・24年度物品の製造等に係る一般競争(指名競争)参加資格の有資格者、平成21・22年度建設工事等に係る一般競争(指名競争)参加資格の有資格者となった後に更生手続等開始決定者となった時は、再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができます。
- ③ なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争(指名競争)において当初に資格を得た競争参加資格が取り消される場合があります。

(2) 建設工事における、合併等により新たに新設された会社等の取扱いについて

合併等により新たに新設された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができます。

- ① 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
- ② 親会社とその営業(建設業)の一部を独立させるために新たに子会社を設立

し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

- ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を継承した会社

別記 配布場所

- (1) 独立行政法人水産総合研究センター本部
研究推進部契約課契約第2係
〒220-6115 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
クイーンズタワーB棟 15階
Tel045-227-2746
- (2) 独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所
業務推進部業務管理課用度係
〒085-0802 北海道釧路市桂恋116
Tel0154-92-1709
- (3) 独立行政法人水産総合研究センター東北区水産研究所
業務推進部業務管理課用度係
〒985-0001 宮城県塩釜市新浜町3-27-5
Tel022-365-7892
- (4) 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所
業務推進部業務管理課用度係
〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
Tel045-788-7626
- (5) 独立行政法人水産総合研究センター日本海区水産研究所
業務推進部業務管理課用度係
〒951-8121 新潟県新潟市水道町1-5939-22
Tel025-228-0451(代)
- (6) 独立行政法人水産総合研究センター遠洋水産研究所
業務推進部業務管理課用度係
〒424-8633 静岡県静岡市清水区折戸5-7-1

Tel054-336-6027

- (7) 独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所

業務推進部業務管理課用度係

〒739-0452 広島県廿日市市丸石2-17-5

Tel0829-55-0668

- (8) 独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所

業務推進部業務管理課用度係

〒851-2213 長崎県長崎市多以良町1551-8

Tel095-860-1609

- (9) 独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所 業務推進部業務管理課用度係

〒516-0193 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1

Tel0599-66-1887

- (10) 独立行政法人水産総合研究センター水産工学研究所

業務推進部業務管理課用度係

〒314-0408 茨城県神栖市波崎7620-7

Tel0479-44-5932

- (11) 独立行政法人水産総合研究センターさけますセンター

業務推進部業務管理課用度係

〒062-0922 北海道札幌市豊平区中の島2条2-4-1

Tel011-822-2176